

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文						現行条文						改定概要		
編	章	節	条	項	編章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項		編章節条項 (項目見出し)	現行条文
1	1	1	4	1	1-1-4 施工計画書 1. 一般事項	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1) 工事概要 (法定休日・所定休日(週休二日の導入)について記載する)	1	1	1	4	1	1-1-4 施工計画書 1. 一般事項	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1) 工事概要	新規追加
1	1	1	14	1	1-1-14 工事の一時中止	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	14	1	1-1-14 工事の一時中止	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	修正
1	1	1	19	4	1-1-19 建設副産物 4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	19	4	1-1-19 建設副産物 4. 再生資源利用計画	受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	修正 文言追加
1	1	1	19	5	1-1-19 建設副産物 5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	19	5	1-1-19 建設副産物 5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	修正 文言追加
1	1	1	21	1	1-1-21 工事完成検査 4. 検査内容	検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、下記の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 (3) 週休二日の履行状況	1	1	1	21	1	1-1-21 工事完成検査 4. 検査内容	検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、下記の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	新規追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文						現行条文								
編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	改定概要
1	1	1	22	3	1-1-22(3) 中間技術検査	4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事的目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 (3) 週休二日の履行状況	1	1	1	22	3	1-1-22(3) 中間技術検査	4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事的目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	新規追加
1	1	1	24	3	1-1-24 施工管理 3. 標示板の 設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行者等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3	1-1-24 施工管理 3. 標示板の 設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行者等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	修正
1	1	1	26	0	1-1-26	週休二日の対応	1	1	1					新規追加
1	1	1	26	1		受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	1	1	1					新規追加
1	1	1				1-1-27~1-1-44	1	1	1				1-1-26~1-1-43	条ずれ
1	1	1	32	8	1-1-32 環境対策 8. 低騒音 型・低振動型 建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	31	8	1-1-31 環境対策 8. 低騒音 型・低振動型 建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・環境条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	修正
1	1	1	34	5	1-1-34 交通安全管理 5. 交通安全 法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	33	5	1-1-33 交通安全管理 5. 交通安全 法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改訂について（道路局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）及び土木工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について（運用）（北九技管第195号、平成19年8月31日）に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新 修正
1	1	1	34	14	1-1-34 交通安全管理 14. 通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	14	1-1-33 交通安全管理 14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新



土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文						現行条文								
編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	改定概要
1	1	1	45	0	1-1-1-45	石綿使用の有無	1	1	1					新規追加
1	1	1	45	1		受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	1	1	1					新規追加
1	2	1	0	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、 <del>港湾土工、空港土工</del> その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。	修正
1	2	2			適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2			適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	修正
1	2	3	2	6	2-3-2掘削工 6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。	1	2	3	2	6	2-3-2掘削工 6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	修正
1	2	3	3	11	2-3-3盛土工 11.採取土盛土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	2-3-3盛土工 11.採取土盛土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	修正
1	2	3	4	2	2-3-4盛土補強工 2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	2	3	4	2	2-3-4盛土補強工 2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	修正
1	2	3	4	8	2-3-4盛土補強工 8.盛土材の巻出し及び締固め	受注者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	1	2	3	4	8	2-3-4盛土補強工 8.盛土材のまき出し及び締固め	受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、本編4-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	修正
1	2	3	7	2	2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。	1	2	3	7	2	2-3-7残土処理工 2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。	修正
1	2	4	2	6	2-4-2掘削工 6.硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	2	6	2-4-2掘削工 6.硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。	修正
1	2	4	3	14	2-4-3路体盛土工 14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14	2-4-3路体盛土工 14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文						現行条文						改定概要		
編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項		編章節条項	
1	2	4	4	11	2-4-4 路床盛土工 11. 接続部の 緩和区間	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。	1	2	4	4	11	2-4-4 路床盛土工 11. 接続部の 緩和区間	注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。	修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文						現行条文						改定概要			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項		編章節条項	編章節条項	
1	2	4	4	16	2-4-4 路床盛土工 16. 採取土及び購入土を運搬の注意	2-4-4 路床盛土工 16. 採取土及び購入土を運搬の注意	1	2	4	4	16	2-4-4 路床盛土工 16. 採取土及び購入土を運搬の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかけないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	修正
1	3	1	0	3	2. 適用規定 (2)	2. 適用規定 (2)	1	3	1	0	3	2. 適用規定 (2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編） <b>[2017年制定]</b> 」（土木学会、 <b>2018年3月</b> ）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	修正
1	3	2	0	1	1. 適用規定	1. 適用規定	1	3	2	0	1	1. 適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <b>[2017年制定]</b> （ <b>2018年3月</b> ）	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	修正
1	3	2	0	1	1. 適用規定	1. 適用規定	1	3	2	0	1	1. 適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <b>[2017年制定]</b> （ <b>2018年3月</b> ）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	修正
1	3	2	0	1	1. 適用規定	1. 適用規定	1	3	2	0	1	1. 適用規定	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 <b>[2012年版]</b> （平成24年6月）	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	修正
1	3	2	0	1	1. 適用規定	1. 適用規定	1	3	2	0	1	1. 適用規定	土木学会 鉄筋定着・継手指針 <b>[2020年制定]</b> （令和2年3月）	土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）	修正
1	3	2	0	1	1. 適用規定	1. 適用規定	1	3	2	0	1	1. 適用規定	日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年8月）	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	修正
1	3	3	2	1	3-3-2 工場の選定 1. 一般事項	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	3-3-2 工場の選定 1. 一般事項	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	更新
1	3	3	2	1	3-3-2 工場の選定 1. 一般事項	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	3-3-2 工場の選定 1. 一般事項	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	更新
1	3	5	4	3	3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3. 練混ぜ	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び <b>JSCCE-I 502-2013</b> 「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3. 練混ぜ	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文						現行条文						改定概要		
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項		編章節条項	編章節条項
1	3	6	4	5	3-6-4 打設 5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	3-6-4 打設 5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案) 5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	修正
1	3	7	3	3	3-7-3 3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	3-7-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成30年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	修正
1	3	7	5	8	3-7-5 継手 8. 機械式鉄筋継手	(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] (令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	1	3	7	5	8	3-7-5 継手 8. 機械式鉄筋継手	(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	修正
1	3	12	3	1	3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1. 一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1. 一般事項	受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	修正	